静岡県告示第1065号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定 したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

平成28年12月21日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

- 7 / 4 4 7 5 6 7 6 7 6 7 7 7 7 7	
物質名	適用年月日
メチル=2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキ	
サミド] -3-メチルブタノアート及びその塩類(通称名AMB-CHMICA、	平成28年12月22日
MMB-CHMICA)	
2-(4-エトキシ-3, 5-ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類	平成28年12月22日
(通称名Escaline)	十成20年12月22日
N-(1-7 + x + x + y + y + y + y + y + y + y + y	平成28年12月22日
キサミド及びその塩類(通称名Furanylfentanyl、Fu-F)	十八八28年12月22日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用 されるおそれがあると認められるため。